

西条市地域公共交通活性化協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、西条市地域公共交通活性化協議会規約第11条第3項の規定に基づき、西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の事務局（以下「事務局」という。）は、協議会の会長の命を受け次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること。
- (2) 協議会の資料作成に関すること。
- (3) 協議会の庶務に関すること。
- (4) 3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

(専決事項)

第3条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(公印)

第4条 協議会の公印の名称、様式、書体、寸法、使用区分、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、西条市の例による。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、西条市の例による。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成26年2月24日から施行する。

別表（第4条関係）

名称	様式	書体	寸法 (ミリメートル)	使用区分	個数	保管者
西条市地域公共交通活性化協議会会長印	西条市地域公共交通活性化協議会会長印	てん書	21×21	会長名をもつてする文書	1	事務局長